

新	旧
<p><b>第8条(本カード利用方法)</b></p> <p>1. QUICPay 会員は、QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 端末に本カードをかざす等 JCB 等所定の操作を行うことで、<u>QUICPay会員とQUICPay加盟店との間で直接現金決済を行わずに、QUICPay加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、QUICPay 加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けること(以下「本カード利用」という。)ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。QUICPay会員がQUICPay加盟店において本カードを利用したことにより、QUICPay会員のQUICPay加盟店に対する支払いにつき、QUICPay会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、QUICPay加盟店に対して、QUICPay会員に代わって立替払いを行います。</u></p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p>	<p><b>第8条(本カード利用方法)</b></p> <p>1. QUICPay 会員は、QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 端末に本カードをかざす等 JCB 等所定の操作を行うことにより、<u>QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること(以下「本カード利用」という。)ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。</u></p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p>
<p><b>第10条(立替払いの委託)</b></p> <p>1. <u>QUICPay会員は、第8条第1項の定めのとおり、QUICPay加盟店において本カードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこと、となります。指定本会員は、当社がQUICPay会員からの委託に基づき、QUICPay会員のQUICPay加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについてあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、QUICPay加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。</u></p> <p>(1) <u>当社がQUICPay加盟店 に対し立替払いすること。</u></p> <p>(2) <u>JCBがQUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社がJCBに立替払いすること。</u></p> <p>(3) <u>JCBの提携会社がQUICPay加盟店に立替払いしたうえで、当社が当該JCBの提携会社に立替払いすること。</u></p> <p>2. <u>商品の所有権は、当社がQUICPay加盟店、JCBまたはJCBの提携会社に対して支払をしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されることをQUICPay会員は承認するものとしま</u></p>	<p><b>第10条(債権譲渡の承諾、立替払いの委託)</b></p> <p>1. <u>QUICPay 加盟店と当社、JCB またはJCB の提携会社との契約が立替払い契約の場合、指定本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。</u></p> <p>(1)<u>JCB がQUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社がJCB に立替払いすること。</u></p> <p>(2)<u>JCB の提携会社がQUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、JCB当該JCBの提携会社に対して立替払いし、さらに当社がJCB に立替払いすること。</u></p> <p>2. <u>商品の所有権は、当社がJCBに対して支払をしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されます。</u></p> <p>3. <u>第1項にかかわらず、当社が会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCBまたはJCBの提携会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</u></p>

<p>す。</p> <p>3. <u>第1項にかかわらず、当社がQUICPay会員のQUICPay加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCBまたはJCBの提携会社とQUICPay加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。QUICPay会員は当該債権譲渡が行われることについて、あらかじめ承諾するものとします。また、QUICPay会員は、これにより譲渡された債権について、同時履行の抗弁、無効、取消もしくは解除の抗弁、消滅時効の抗弁、相殺の抗弁その他の抗弁を主張しないことを、本カード利用の都度、当該利用をもって承諾するものとします。</u></p>	
<p><b>第16条(規定の改定)</b></p> <p><u>JCB等は、民法の定めに基づき、QUICPay会員と個別に合意することなく、将来、本規定を改定し(本規定と一体をなす規約・特約等を新たに定めることを含みます。)、または本規定に付随する規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、JCB等は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として指定本会員に対して当該改定につき通知します(ただし、当社の判断により、当社のWebサイトによる公表をもって、通知または送付に代えることができるものとします。)。なお、本規定と明示的に相違する規約または特約がある場合は、当該規約または特約が優先されるものとします。</u></p>	<p><b>第16条(規定の改定)</b></p> <p><u>将来、本規定が改定され、当社がその内容を書面その他の方法により通知した後にQUICPay 会員のいずれかが本カードを利用した場合、JCB 等は、指定本会員およびすべてのQUICPay 会員が当該改定内容を承認したものとみなします。</u></p>
<p><b>第17条(個人情報の収集、保有、利用、預託)</b></p> <p>QUICPay会員、QUICPay入会申込者および指定本会員(以下併せて「QUICPay会員等」という。)は、当社が自己の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p> <p>(1) 本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の①②③の個人情報を収集、利用すること。</p> <p>① 氏名、生年月日、<u>電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号も兼ねる)</u>、性別等、QUICPay会員等が入会申込時および第6条に基づき入会後に届け出た事項。</p> <p>② 入会申込日、入会承認日、有効期限等、QUICPay会員等と当社との間の契約内容に関する事項。</p> <p>③ QUICPay会員の本カードの利用の有無・内容、支払い状況、お問い合わせ内容等。</p> <p>(2) 以下の目的のために、前号①②③の個人情報を利</p>	<p><b>第17条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)</b></p> <p>QUICPay 会員、QUICPay 入会申込者および指定本会員(以下併せて「QUICPay 会員等」という。)は、当社が自己の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p> <p>(3) 本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の①②③の個人情報を収集、利用すること。</p> <p>④ 氏名、生年月日、性別等、QUICPay 会員等が入会申込時および第6条に基づき届け出た事項。</p> <p>⑤ 入会申込日、入会承認日、有効期限等、QUICPay 会員等と当社との間の契約内容に関する事項。</p> <p>⑥ QUICPay会員の本カードの利用の有無・内容、支払い状況、お問い合わせ内容等。</p> <p>(2) 以下の目的のために、前号①②③の個人情報を利用すること。ただし、QUICPay 会員等が本号に記載する個人情報の利用について当社に中止を申し出た場</p>

用すること。ただし、QUICPay会員等が本号に記載する個人情報の利用について当社に中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。

- ① JCB または当社のクレジットカード事業その他の JCB または当社の事業(JCB または当社の定款記載の事業をいう。以下「JCB 等事業」という場合において同じ。)における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
- ② JCB 等事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当社、JCB またはQUICPay加盟店(第2条に定めるものをいう。)等の営業案内。
- ③ 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

(3)略

合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。

- ① JCB または当社のクレジットカード事業その他の JCB または当社の事業(JCB または当社の定款記載の事業をいう。以下「JCB 等事業」という場合において同じ。)における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
- ② JCB 等事業における宣伝物の送付等、当社、JCB またはQUICPay 加盟店(第2条に定めるものをいう。)等の営業案内。

(3)略

## 第20条【新設】

### (契約不成立時および退会・資格喪失後の個人情報)

.QUICPay会員等は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてJCB等の信用を毀損し、またはJCB等の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為(以下総称して「不当な要求行為等」という。)を行わないことを確約するものとします。

2.当社は、QUICPay会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、QUICPay会員等による本カードの入会申込みを謝絶し、本規定に基づく本カードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることがで

きるものとしす。本カードの利用を一時停止した場合には、QUICPay会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、本カードの利用を行うことができないものとしす。また、当社は、QUICPay会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第12条第3項(6)(7)の規定に基づきQUICPay会員資格を喪失させす。

3.前項の規定の適用により、QUICPay会員等に損害等が生じた場合でも、QUICPay会員等は当該損害等についてJCB等に請求をしないものとしす。